

第10回小金井市市民協働のあり方等検討委員会次第

- 1 日 時 平成24年2月23日(木) 午後6時30分～8時30分
- 2 場 所 前原暫定集会施設A会議室
- 3 議 題
 - (1) 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書(案)について
 - (2) 第2回市民懇談会について
 - (3) 答申書(案)について
 - (4) 答申書(案)の添付資料について
 - ア 諮問書(写し)
 - イ 委員会設置要綱
 - ウ 委員名簿
 - エ 委員会等の開催状況
 - オ 市民協働に関する小金井市実態調査(アンケート調査)結果
 - カ 市民協働に関する小金井市実態調査報告書
 - キ 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書
 - (5) 「市と市民団体との協働推進に向けた提案」(小金井NPO法人連絡会・第9回市民協働のあり方等検討委員会資料9-2)の修正について
 - (6) その他
- 4 提出資料
 - (1) 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書(案)(資料10-1)
 - (2) 第2回市民懇談会発言要旨(資料10-2)
 - (3) 答申書(案)(資料10-3)
 - (4) 市と市民団体との協働推進に向けた提案(修正版)(資料10-4)
 - (5) 平成24年度施政方針(抜粋)(資料10-5)

市民協働に関する第2回市民懇談会発言要旨（発言順）

【第1グループ】

【委員長】 質問や意見があればお聞きしたい。

【市民】 「協働」は、共に働く「共働」ではいけないのか。

【委員長】 「共」となると「行政と一緒にあって」ということになる。行政と異なる存在として手を結んでいこうということで、「協働」としている。

【市民】 6ページの1の(1)の「NPO等」は、「団体等」の方がよいのではないか。()内の「など」は、「等」がよい。また、3の(1)に「対等な関係の確立」とあるが、「確保」の方がよいと思う。

【市民】 行政職員を市民が評価する制度を設けるべきだと思う。

【委員長】 行政職員個人の評価を入れるのは、この答申の役割から言って難しい。第三者委員会で協働事業についての組織的な評価は行うことになる。

【市民】 職員の協働意識の向上のところに、職員を一定期間市民活動団体に派遣することに触れている。川崎市で実施しており、有効だということを聞いている。それについて派遣された職員も市民団体もレポートを出すので、市民団体のレポートには職員の評価も入ってくると思う。

【市民】 事前に答申書(案)を読ませてもらった。皆さん一生懸命やられたと思うが、合格点にはいかない。市民協働の基本的な理念をもっとはっきり表現すべきだ。市民協働をやることによって、市民が行政の中に入って行く。それで、くさびを打ち込んで行政が変わっていくきっかけを作るのが協働ではないか。財政が厳しくなったからとか、市民の要望が広がったからというが、それは目的ではなく結果だと思う。条例の制定や契約制度の変更、センターの設置にしても、目的ではなく、手段だ。この答申(案)には手段が多すぎる。市民協働の目的をとうとうと打ちだすべきだ。

【市民】 行政と市民活動団体は多く出てきているが、市民はどこに行ってしまったのか。

【市民】 皆さんのマインドが行政に冒されているのではないか。

【委員長】 行政が変わってほしいから、このような答申を出す。

【市民】 それならそのように書いてほしい。

【委員長】 行政はこうして変わらなさい、そのための仕組みを作りなさいという内容である。

【市民】 この答申はだれが読むのか。

【委員長】 基本的には行政である。

【市民】 読んでも理解ができない。

【市民】 17ページの現行契約の問題点の(2)に「(契約に関する現行制

度は、公平性、経済性を最も重視していると言える。）」とあるが、経済性を追求しない社会はあり得ない。

【委員長】 経済性のみを重視してはいけないというのはある。

【市民】 14ページに市民活動団体のリスト化という項目がある。小金井市は、個人情報にナイーブすぎると思う。

【事務局】 各団体が公表してもよいという部分のみを掲載することになっている。その上でなるべく多くの団体をリスト化しようとしている。

【市民】 個人情報の考え方を整理して、特記すべきではないか。

【委員長】 市民団体の情報を一元化して出していく仕掛けとして、リスト化が必要だということである。

【市民】 答申（案）は上手に書かれている感じがする。

【市民】 支援センターのところは、全面的に書き換えた方がよいと思う。細かすぎるし、この機能にどういうことを期待するということをもっと書くべきだ。

【第2グループ】

【委員】 最初に、答申（案）について意見や質問を出してほしい。

【市民】 小金井市から受託した業者と協働して成果物を作った。当団体は特段契約を締結してはいなかった。成果物が完成したが、小金井市からこの著作権は市にあると言われた。市から受託した業者と協働した場合の著作権等の帰属については、今回の答申に盛り込まれているか。

【市民】 市民協働の定義で「市民活動団体等と行政が」となっているが、個人は協働の相手にならないのか。

【委員】 市民参加を前提にしているが、行政との協働ということであれば、なかなか個人では成り立たないということである。

【市民】 行政との協働事業にかかわってきたが、市民協働の定義がなく、契約の原則もない中で、苦労が多かった。答申案のⅢで、「1 定義、2 意義、3 原則」が述べられている。簡略化されていて、市民にも非常に分かりやすい。今回の答申案で最も重要だと思われるのは、契約のあり方である。その6に9項目が出ているが、経験からいうと、的確で非常によくできている。行政的な文言をなるべく使わないように、苦労されたと思う。

【委員】 評価していただき、やってきたかいがあったと思う。問題はこれをどのようにして実現させていくかだ。

【市民】 協働について意見がある場合、市のどこに話をもっていけばいいのか。

【事務局】 答申の中に、協働推進専門担当部署を整備すべきだとしている。

【市民】 行政と対等に協働の推進に向けて話し合いをしたいときは、どこにもっていったらいいのか。

【事務局】 センターが行政と市民団体とのコーディネート機能を持つ。

【委員】 それに、外部委員等で構成する市民協働推進委員会の設置も求めている。この第三者委員会で、現在、市民協働の名のもとに行われている事業についても、検証していけるようにしたい。この組織に市民が意見を言い、それを行政に反映できるような仕組みを作っていこうというのが、この答申の一つの目玉だと思う。

【市民】 条例の制定という項目があるが、他市では条例を制定しているところは多いのか。

【事務局】 多摩地区で単行条例を制定している市は、多くない。

【委員】 さきほど話があった、行政と市民団体ではなく、委託を受けている業者と市民団体との関係は、どう整理すればよいか。

【委員】 答申で設置を求めている協働専担部署やセンターが実現すれば、そこに相談しながら進めることができるようになる。また、契約の中に、知的

財産権の帰属についても盛り込むことを求めている。

【委員】 センターがうまく機能すれば、相当違ってくる。

【市民】 直接行政と協働するのではなく、行政が委託したところと協働することについては、この答申は何らかの形で触れることはないのか。

【委員】 一種の契約なので、協働専担部署やセンター事前に相談し、その助言を受けて対応すればよいと思う。

【委員】 成果物の問題であれば、自分たちに権利があるということを主張していったらよいと思う。

【市民】 せっかくこれだけよい答申ができたのだから、これをどのようにして反映させ、どう浸透させていくかが問題だ。

【委員】 第三者委員会が重要な役割を果たす必要がある。

【委員】 第三者委員会が協働事業の審査や評価をするだけではなく、協働の制度のあり方についても意見をいう権限を持たせる必要がある。

【委員】 先ほど、個人は協働の相手にならないのかという話があった。協働の組み合わせはいろいろあるが、市長から諮問を受け答申するので、行政と市民活動団体等ということでまとめた。その中に、個人は入っていない。個人は、どちらかと言えば「市政への参加」だ。

【市民】 市長から諮問を受けて、33回もの委員会を開催して検討したとすることで、ご苦労があったと思う。答申する文章として大変結構だと思う。

【全体の意見交換会】

【司会】 それぞれのグループから、主な意見等を紹介してほしい。

【第1グループ委員】 (意見等紹介)

【第2グループ委員】 (意見等紹介)

【市民】 13ページの「1 市職員の協働意識の向上」についてだが、職員を半年から2年程度市民団体に出向させ、勉強してもらったらよいと思う。

【市民】 3ページの定義に、市民協働とは、「市民活動団体と行政が」としており、個人について触れていない。1人の市民の思いが団体に育っていく仕組みを作らないで、団体が対象だと言い切ることが市民協働を育てる阻害要因にならないか。個人が行政に協働の話を持って行ったとき、行政から「団体が対象」と書いてあるではないか、個人は関係ないと拒否されないか。

【司会】 個人が協働の受け皿になることは大変難しい。

【市民】 それは分かるが、基本的な市民協働の考え方を表現する際、市民を排除することはあり得ないのではないか。

【委員長】 センターの機能として、22ページに「市民協働の担い手等の発掘・養成」を入れた。協働していくためには、市民も力をつけていくことが必要だという趣旨である。

【市民】 それは認めるが、最初の定義の中で市民との関係に触れるべきだ。

【市民】 別の方から、「今なぜ協働か」で、「制度が疲労して行政がうまくいなくなっているところをパラダイムシフトして、協働が入ることで民主主義本来の活力を取り戻すということを、まずは書いておかないと、細かい話に足を取られてうまくいかないのではないか」という指摘があった。私も本当にそう思う。その趣旨をぜひ入れてほしい。これは主に行政職員が読むということであるが、行政職員に期待するのは難しい部分があるので。理念を書き、誰でも分かるように直接的に書くべきだ。

【市民】 職員の資質が問われないまま現在まで来ている。市民の資質が問われるのと同様に、職員の資質も問われるべきだ。市民が職員個人を評価することは難しいとは思いますが、評価できるようにすべきだ。行政と市民側が緊張関係のある中で協働が行われるのが、良い結果を生むと思う。

【委員長】 協働する中で、市民団体側からも行政の組織としてどうだったかの評価もする。行政側も市民団体を評価することになる。それもすべてオープンした中で行われる。

【委員】 パラダイムシフトという難しい言葉が使われたが、よく分かる。議会も含めて制度疲労を起こしている。市民の声を聞く仕組みはできたが、機能していない。それを変えていく必要がある。第三者委員会はその大きな柱の一つだ。

【市民】 行政に限界があるというが、人間が問題なのか、制度が問題なのか。

【委員】 仕組みである。

【市民】 それをはっきりさせるべきだ。

【委員長】 皆さんからいただいた意見の趣旨を相当入れて、修正したい。